

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。）

2. 申請年月日

平成27年1月19日（月）

3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

実績原価方式を適用する平成27年度の接続料及び手数料等の改定等を行うもの。

II 主な変更内容

接続料

1. 概要

(1) 全体の傾向

実績原価方式を適用する平成27年度の接続料について、多くのレガシー系設備に係る接続料は需要の減により値上がり傾向が継続している。一方、ドライカップ等のメタル回線に係る接続料については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」(以下「メタル検討会」という。)の提言を踏まえてメタル回線と光ファイバ回線における施設保全費の配賦方法の見直し等が行われた影響で、後述する加入光ファイバの接続料の上昇を抑制するための激変緩和措置を考慮しても、前年度に比べ低減している。

(2) PCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の扱い

本件申請においては、第一種指定電気通信設備に係る費用の総額を適正に反映する観点から、平成25年度の特別損失(※1、2)に計上した環境対策引当金繰入額のうち第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの(※3)が、接続料原価に算入されている。本件申請に当たっては、当該特別損失を接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。

※1 接続料規則(平成12年郵政省令第64号)においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。一方、特別損失は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されないため、特別損失を接続料原価に算入するためには、同規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

※2 平成25年度に計上したPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失 NTT東日本:34億円、NTT西日本:61億円

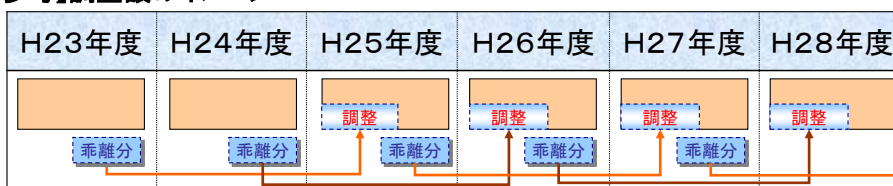
※3 第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの NTT東日本:24億円、NTT西日本:40億円

2. 一般帯域透過端末回線機能(ドライカップ)及び帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)の接続料

ドライカップの接続料(※)について、平成27年度の接続料改定に際して、次の(1)～(2)の措置が行われている。

※ 平成27年度の接続料の算定に当たっては、平成25年度の実績費用と接続料収入との乖離分を「調整額」として平成27年度の接続料の原価に算入している。本申請概要においては、特に注記のない場合は、調整額加算後の数値を記載している。

【参考】調整額のイメージ



(1)メタル検討会の提言を踏まえた施設保全費等の配賦方法の見直し及びメタル回線接続料に係る設備の耐用年数の見直し

加入電話やDSLの契約者数の減少によりメタル回線の需要が減少し、レガシー系サービスの接続料が上昇する懸念がある一方、DSLサービスについては、FTTHサービスの未提供地域では固定ブロードバンドサービスとして唯一の選択肢となっている場合もあることを背景として、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)では、「メタル回線の接続料算定の在り方について、(中略)更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」とされた。

総務省では、この答申を踏まえ、平成24年11月から平成25年5月にメタル検討会を開催し、メタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化及び予見可能性の向上に向け、コストの検証等を実施した。

その結果、メタル検討会の報告書では、ケーブル保守に係る施設保全費等を、メタル回線に係る接続料原価と光ファイバ回線に係る接続料原価に配賦する方法について、平成25年度接続会計において、

- ・ 故障修理に係るものについては、基準を故障修理件数比から故障修理稼働時間比に見直すことが、
- ・ 工事の設計・施工に係るもののうち設計業務については、総芯線長比からケーブル長比に見直すことが、

それぞれ適当と提言された(※1)。

また、メタル検討会の報告書では、メタルケーブルの耐用年数について、従来の法定耐用年数(13年)を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在することが明らかになったため、より使用実態を踏まえた経済的耐用年数を適用することが適当と提言された。

この点、NTT東西において検討を行った結果、平成25年度より財務会計上のメタルケーブルの耐用年数(※2)を28年(架空部分)及び36年(地下部分)に見直すとの報告がなされた。

これらの見直しが反映された結果、平成27年度のドライカップの接続料は前年度に比べ、低減することが見込まれている(NTT東日本:1,283円⇒1,241円(▲42円)、NTT西日本:1,369円⇒1,338円(▲31円))。

※1 平成24年度接続会計においては、電柱・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法について、契約者数を基準とする方法に見直すことが適当と提言された。

※2 残存価額5%までの到達年数。

(2)施設保全費等の配賦方法見直しの影響の緩和

一方、メタル検討会の報告書では、施設保全費等の配賦方法見直しの実施は、メタル回線に係る接続料を低減させる効果がある反面、加入光ファイバの接続料を大幅に上昇させる効果をもたらすことが想定されることから、配賦方法見直しの影響を受ける平成26年度及び平成27年度の接続料については、加入光ファイバ接続料が上昇する場合、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映するなど影響緩和措置を講ずることも併せて提言された。

加入光ファイバに係る接続料については、メタル検討会の報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、前年度より上昇することが見込まれたため、平成26年度及び平成27年度について、①加入光ファイバに係る接続料原価から一部費用を控除し、②控除された額と同額をドライカップ等の接続料原価に加算する激変緩和措置を講ずることとしている。

なお、激変緩和措置を行うことについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

以上を踏まえ、ドライカップ及びラインシェアリングの接続料は、次のとおり設定されている。

■ 申請料金：一般帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料

	平成 27 年度		平成 26 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	1,276 円	1,314 円	1,269 円	1,345 円
特別損失	+2 円	+2 円	+14 円	-
調整額	▲37 円	▲41 円	▲16 円	▲15 円
災害特別損失繰延	-	-	+16 円	-
激変緩和措置を講じない場合の接続料	1,241 円	1,275 円	1,283 円	1,330 円
括弧内は前年度からの増減額	(▲42 円)	(▲55 円)	(▲74 円)	(▲61 円)
激変緩和の影響	+45 円	+63 円	+45 円	+39 円
申請接続料※3、4	1,286 円	1,338 円	1,328 円	1,369 円
括弧内は前年度からの増減率	(▲3.2%)	(▲2.3%)	(▲2.1%)	(▲1.6%)
前年度からの増減額	▲42 円	▲31 円	▲29 円	▲22 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成26年度の数値は適用接続料

■ 申請料金：帯域分割端末回線伝送機能(ラインシェアリング)

	平成 27 年度		平成 26 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1、2	88 円	90 円	87 円	88 円
特別損失	+1 円	+1 円	0 円	-
調整額	+6 円	+3 円	+7 円	0 円
申請接続料※3、4	95 円	94 円	94 円	88 円
括弧内は前年度からの増減率	(+1.1%)	(+6.8%)	(▲3.1%)	(▲8.3%)
前年度からの増減額	+1 円	+6 円	▲3 円	▲8 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない ※2 回線管理機能に係る接続料を含む ※3 タイプ1-1:平日・昼間帯故障修理
 ※4 平成26年度の数値は適用接続料

3. 公衆電話機能の接続料

公衆電話機能の接続料については、平成27年度の接続料改定に際して、次の(1)、(2)の措置が行われている。

(1)特設公衆電話に係る費用の扱い

特設公衆電話(※1)については、平成24年度以前においては、災害時等に原則としてNTT東西が設置工事費用、電話機費用及び端末回線コストを負担して設置していたが、東日本大震災を受け、原則としてNTT東西が設置工事費用及び端末回線コストを負担する特設公衆電話の事前設置が進められている。

本件申請では、平成25年度、平成26年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話発信機能及びデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に算入した上で接続料が算定され、次のと

おり設定されている(※2)。

- ※1 避難所等に設置され、災害時等に無償で利用可能となる電話。あらかじめ避難所等に加入者回線を設置しておき、災害時等に避難所等の管理者等がその加入者回線に電話機を接続することで利用可能とする事前設置型と、災害時等に必要に応じ避難所等に設置する事後設置型とがある。NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害時等に直ちに利用出来るよう特設公衆電話の事前設置を進めており、平成25年度末時点で自治体管理の避難所(小中学校等)などに、31,570(NTT東:18,739 NTT西:12,831)台が設置されている。
- ※2 本件申請に当たっては、昨年度と同様、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能に係る接続料原価に算入することについて、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が行われている。ただし、これまでは、アナログ特設公衆電話に係る費用は公衆電話発信機能の接続料原価に、デジタル特設公衆電話に係る費用はデジタル公衆電話発信機能の接続料原価に含めて算定していたが、今般の申請においては、特設公衆電話に係る端末回線費用等を、公衆電話発信機能とデジタル公衆電話発信機能のトラフィック構成比で分計し、それぞれの機能の接続料原価に含めて算定している。

■ 申請料金：公衆電話発信機能の接続料(3分当たり単価)

	平成 27 年度		平成 26 年度	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
接続料算定単価※1	214.25 円	180.92 円	195.32 円	171.02 円
特別損失	+0.06 円	+0.32 円	+0.47 円	—
調整額	+81.83 円	+55.60 円	+74.91 円	+56.03 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料	296.14 円	236.84 円	270.70 円	227.05 円
激変緩和の影響	+1.46 円	+1.91 円	+1.30 円	+1.10 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の接続料	297.60 円	238.75 円	272.00 円	228.15 円
特設公衆電話費用	+6.01 円	+4.27 円	+7.56 円	+3.24 円
申請接続料※2	303.61 円	243.02 円	279.56 円	231.39 円
括弧内は前年度比	(+8.6%)	(+5.0%)	(+23.2%)	(+17.0%)
前年度からの増減額	+24.05 円	+11.63 円	+52.67 円	+33.70 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※2 平成26年度の数値は適用接続料

■申請料金: デジタル公衆電話発信機能(3分当たり単価)

	平成 27 年度		平成 26 年度	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
接続料算定単価※1	137.81 円	185.71 円	123.68 円	166.57 円
特別損失	+0.07 円	+0.19 円	+0.21 円	—
調整額	+35.86 円	+58.00 円	+40.22 円	+56.83 円
激変緩和措置を講じない場合の 接続料	173.74 円	243.90 円	164.11 円	223.40 円
激変緩和の影響	+0.70 円	+1.29 円	+0.61 円	+0.70 円
特設公衆電話に係る費用を算入しない場合の 接続料	174.44 円	245.20 円	164.72 円	224.10 円
特設公衆電話費用	+5.99 円	+4.25 円	+0.18 円	—
申請接続料※2	180.43 円	249.44 円	164.90 円	224.10 円
括弧内は前年度比	(+9.4%)	(+11.3%)	(+18.2%)	(+19.8%)
前年度からの増減額	+15.53 円	+25.34 円	+25.44 円	+37.01 円

※1 接続料算定単価は特別損失及び調整額を含まない

※2 平成26年度の数値は適用接続料

(2)大規模災害時の特設公衆電話通話料の無料化

大規模災害時の特設公衆電話の通話料については、情報通信審議会答申「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」(平成24年3月1日)を踏まえ、関係事業者間で無料化に関する協議が進められてきた。平成27年1月、①大規模災害時の特設公衆電話の通話料を無料とすることを決定する主体を料金設定事業者とすること、②無料化した通話に係る接続料について事業者間で相互に精算対象外とすることについて合意が行われたことから、本件申請では、必要な規定が接続約款に整備されている。

4. 回線管理機能に係る接続料の平準化

本件申請では、ドライカップ、ラインシェアリング、加入光ファイバ、PHS基地局回線等の回線管理機能について、それぞれ接続料を設定するのではなく、「ラインシェアリング」と「それ以外の回線全体」でそれぞれ接続料が設定されている。

具体的には、ラインシェアリングとそれ以外の機能について管理事務の内容が異なることを踏まえ、①全ての機能について発生する費用、②ラインシェアリングのみで発生する費用、③ラインシェアリング以外の機能について発生する費用ごとにそれぞれ単金を算出し、それに基づいて接続料が設定されている。

こうした措置は、平成16年度以降、各年度の接続料の設定に際して、機能ごとに接続料を設定するとそれぞれの料金水準に大きな差が生じる状況にあったために実施されてきたものであり、平成27年度接続料においてもこれが当てはまることから、上記措置が行われている。

なお、回線管理機能に係る接続料の平準化を実施するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている(※)。

※ 昨年同様、ファイル連携システム開発費を回線管理機能に係る接続料の原価から控除するため、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せて行われている。

■申請料金：回線管理機能に係る接続料(平準化後)

	ラインシェアリング		ドライカップパ・加入光ファイバ・PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
申請接続料 (カッコ内は平成26年度適用接続料)	50円 (54円)	55円 (54円)	61円 (61円)	69円 (65円)
調整額	+1円	0円	+4円	+3円
ファイル連携システム開発費の控除による影響額	▲2円	▲2円	▲2円	▲2円

【参考】平準化を行わない場合の機能ごとの単金(月額)

	ラインシェアリング		ドライカップパ		加入光ファイバ		PHS基地局回線	
	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
参考単金 (カッコ内は平成26年度参考単金)	49円 (51円)	53円 (51円)	39円 (41円)	42円 (40円)	103円 (125円)	146円 (179円)	61円 (63円)	38円 (43円)
調整額	+1円	▲1円	+3円	+2円	+3円	+2円	+5円	0円
ファイル連携システム開発費の控除による影響額	▲3円	▲3円	▲2円	▲3円	▲1円	▲1円	0円	▲4円

【参考】各機能の主な接続料

(1) 端末回線伝送機能

区分		単位 (月額)	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)※4		平成26年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
一般帯域透過端末 伝送機能 〔ドライカッパ〕※1,2	回線管理機能	1回線 ごと	61円 (57円)	69円 (66円)	61円	65円
	回線部分	1回線 ごと	1,225円 (1,221円)	1,269円 (1,250円)	1,267円	1,304円
特別帯域透過端末伝送機能 〔FTTR〕※1,2		1回線 ごと	702円 (749円)	844円 (858円)	708円	817円
帯域分割端末伝送機能 〔ラインシェアリング〕 ※1	回線管理機能	1回線 ごと	50円 (49円)	55円 (55円)	54円	54円
	MDF部分	1回線 ごと	45円 (40円)	39円 (36円)	40円	34円
光信号伝送装置 〔GE-PON〕※3	1Gb/s	1装置 ごと	1,611円 (1,867円)	1,394円 (1,729円)	1,698円	1,285円
通信路設定伝送機能を 組み合わせられるもの ※1,2	2線式のもの	1回線 ごと	1,207円 (1,184円)	1,259円 (1,220円)	1,201円	1,267円
【参考】 光信号分岐端末回線の 加算料 ※1,4	キャビネットボックス を設置する場合	1回線 ごと	279円 (297円)	317円 (331円)	274円	306円
	光屋内配線と一体として利 用する場合	1回線 ごと	276円 (292円)	313円 (327円)	271円	303円
光屋内配線を利用する場合の加算額 ※3		1回線 ごと	187円 (187円)	182円 (184円)	185円	179円

※1 タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※2 調整前及び特損算入前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額。

※3 タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

※4 平成27年度の光信号端末回線伝送機能等の設定を行うため別途接続約款の変更申請が行われている。

(2) 端末系交換機能(東西均一料金)

区分	単位	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)	平成26年度接続料
優先接続機能	1通信ごと	0.0441円 (0.0331円)	0.0375円
一般番号ポータビリティ実現機能	月額	10,000,000円 (9,750,000円)	9,500,000円

(3) 光信号電気信号変換機能及び光信号分離機能

区分			単位 (月額)	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)		平成26年度接続料	
				NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号電気信号 変換機能 〔メディアコンバータ〕※	100Mb/s	非集線型 〈1MCタイプ〉	1回線 ごと	278円 (301円)	126円 (249円)	264円	76円
		1Gb/s	1回線 ごと	799円 (859円)	698円 (698円)	605円	761円
光信号分離機能 〔局内スプリッタ〕※	局内4分岐のもの		1回線 ごと	227円 (299円)	295円 (334円)	167円	202円

※ タイプ1-2(保守対応時間が、毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(4) 中継伝送機能

区分	単位 (月額)	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)		平成26年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
光信号中継伝送機能 〔中継ダークファイバ〕	1回線・1メートルごと	0.782円 (0.844円)	0.850円 (0.923円)	0.760円	0.771円

(5) ルーティング伝送機能(地域IP網に係るもの)

区分	単位 (月額)	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)		平成26年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
特別収容局ルータ 接続ルーティング機能 〔収容局接続〕	LANインタフェース 100Mbit/s	—	144,636円 (162,421円)	—	137,606円
	ATMインタフェース	302,515円 (226,937円)	148,070円 (147,581円)	135,881円	136,651円

(6) 通信路設定伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)		平成26年度接続料			
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本		
通信路設定伝送機能	一般専用 に係るもの 〔一般専用サービス〕	3.4kHz	同一MA内の場合	1回線ごと 9,371円 (7,591円)	7,796円 (6,291円)	6,583円	6,013円
			上記以外の場合	1回線ごと 10,369円 (8,433円)	8,909円 (7,135円)	7,457円	6,828円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 130円 (110円)	70円 (70円)	110円	50円
	高速デジタル伝送 に係るもの 〔デジタルアクセス〕 〈エコノミークラス〉 ※	64kb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 8,852円 (7,176円)	7,368円 (5,953円)	6,222円	5,687円
			上記以外の場合	1回線ごと 9,792円 (7,968円)	8,420円 (6,751円)	7,045円	6,457円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 120円 (100円)	70円 (70円)	100円	50円
	ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1.536Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 69,545円 (52,462円)	49,064円 (39,232円)	50,545円	39,984円
			上記以外の場合	1回線ごと 92,105円 (71,470円)	74,312円 (58,384円)	70,297円	58,464円
			10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 2,880円 (2,400円)	1,680円 (1,680円)	2,400円	1,200円
ATM専用 に係るもの 〔ATM専用サービス〕 〈デュアルクラス〉	1Mb/s	同一MA内の場合	1回線ごと 203,805円 (161,279円)	80,768円 (75,329円)	184,432円	68,007円	
		上記以外の場合	1回線ごと 218,451円 (172,010円)	93,013円 (84,855円)	197,516円	76,642円	
		10kmを超える場合の 10kmごとの加算料	1回線ごと 800円 (950円)	480円 (640円)	950円	480円	

※ タイプ1-1(保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの)の場合。

(7) データ伝送機能(主な品目のみ)

区分	単位 (月額)	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)		平成26年度接続料	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
データ伝送機能 〔メガデータネット〕	500kb/s 〈クラス1〉	1回線ごと 32,213円 (24,673円)	16,797円 (14,958円)	26,404円	12,723円
	6Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度3Mb/s〉	1回線ごと 187,121円 (143,320円)	94,876円 (84,680円)	150,794円	71,048円
	10Mb/s 〈クラス2・最低伝送速度5Mb/s〉	1回線ごと 282,711円 (216,534円)	143,212円 (127,845円)	231,528円	107,232円

(8) 番号案内機能等

区分		単位	平成27年度接続料(カッコ内は調整前)		平成26年度接続料		
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本	
番号案内サービス 接続機能	中継交換機等接続		1案内ごと 152円 (118円)	114円 (95円)	121円	103円	
	端末回線 線端等接続	加入電話から 発信する場合	1案内ごと 156円 (121円)	117円 (99円)	125円	106円	
		ひかり電話から 発信する場合	1案内ごと 154円 (119円)	—	123円	—	
番号情報データベース登録機能		1番号ごと	—	4.82円 (5.34円)	—	5.41円	
番号情報 データベース 利用機能	一括でデータ抽出		1番号ごと	—	3.75円 (3.67円)	—	0.11円
	異動データのみをデータ抽出		1番号ごと	—	4.56円 (5.29円)	—	5.53円
番号案内先への通信実現機能		1通信ごと	38円 (63円)	16円 (42円)	46円	17円	

(9) 公衆電話機能

区分		単位	平成27年度接続料(カッコ内は調整前※)		平成26年度接続料	
			NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
公衆電話発信機能		1秒ごと	1.6867円 (1.2239円)	1.3501円 (1.0306円)	1.5531円	1.2855円
デジタル公衆電話発信機能		1秒ごと	1.0024円 (0.7993円)	1.3858円 (1.0564円)	0.9161円	1.2450円

※ 調整前の金額については施設保全費等の配賦方法見直しの影響緩和措置前の金額。

工事費・手続費・コロケーション料金等

NTT東西は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第4項第1号ホに基づき、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4で定める事項(工事費・手続費・コロケーション料金等)を接続約款に規定することが義務付けられている。平成27年度の工事費・手続費(※)は、作業単金がPCB廃棄物処理単価見直しに伴う特別損失の影響等により上昇したため、前年度に比べておおむね上昇している。

※ 工事費・手続費は、一部を除き、作業単金に作業時間を乗じて算定されている。

(1) 工事費・手続費の算定に用いられる作業単金の改定

単位	平成27年度単金				平成26年度単金	
	NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
	特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
平日昼間・一人当たり・1時間ごと	6,175円	6,159円	6,107円	6,077円	6,168円	6,099円
平日夜間・一人当たり・1時間ごと	7,121円	7,104円	7,042円	7,007円	7,110円	7,023円
平日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,203円	8,183円	8,109円	8,068円	8,189円	8,078円
土日祝日昼夜間・一人当たり・1時間ごと	7,391円	7,372円	7,309円	7,272円	7,381円	7,286円
土日祝日深夜・一人当たり・1時間ごと	8,472円	8,452円	8,376円	8,334円	8,458円	8,342円

(2) 光屋内配線に係る工事費の改定

光屋内配線(※1)に係る工事費については、平成26年度接続料の認可に際し、当審議会答申を踏まえ、総務省がNTT東西に対して、工事費の算定に用いられている作業時間を再計測するよう要請した。NTT東西が再計測を実施したところ、光屋内配線工事の作業時間の短縮(※2)等により、光屋内配線を新設する場合の総作業時間は前回計測時(平成21年度)と比較して約20%短縮することが確認された。本件申請では、これを反映させた結果、光屋内配線に係る工事費は低減している。

※1 主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。

※2 工事を行う建造物に屋内配線を収容するための配管が設置されている場合は、設置されていない場合と比較して、作業時間が約1/3であることが新たに判明。光屋内配線の新設工事の場合は、配管が設置されている建造物の比率が前回計測時と比べて高くなったことが、作業時間短縮の要因と想定される。

区分		単位	平成27年度料金				平成26年度料金	
			NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
			特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
光屋内配線 工事費 ※1	光屋内配線を 新設する場合	1工事 ごと	14,607円	14,576円	14,571円	14,513円	17,821円	17,646円
	既設光屋内配線を 転用する場合 ※2	1工事 ごと	7,139円	7,127円	7,332円	7,312円	9,327円	8,883円

※1 工事の適用時間帯: 平日昼間の場合。

※2 光コンセントを新設する場合であって、ONUの撤去に併せて既設光屋内配線工事を行う場合。

(3)テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費並びに接続工事等時刻指定手続費の改定

平成26年5月に接続約款に規定されたテープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費(※)(光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせであって、接続申込みに併せてテープ分散での提供可否を調査するもの)並びに平成26年4月に接続約款に規定された光信号端末回線(加入ダークファイバ)等に係る接続工事等時刻指定手続費(夜間・深夜のもの)の算出については、従来、試算による作業時間を用いていた。平成26年度において一定の利用実績が発生したことから、本件申請では、作業時間の実績を用いて工事費が算定されている。その結果、工事費は前年度に比べて上昇している。

※ 光ファイバケーブルの内部では複数の芯線が1本のテープとして束ねられている。複数の光信号端末回線同士が異なるテープに収容されているかどうかの状況又は複数の光信号端末回線同士が異なるテープに収容される形態での提供の可否を調査する手続に、この調査費が適用される。

区分	単位	平成27年度料金				平成26年度料金	
		NTT東日本		NTT西日本		NTT東日本	NTT西日本
		特損算入後	特損算入前	特損算入後	特損算入前		
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費 ※	光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの 1区間ごと	3,069円	3,061円	2,919円	2,905円	2,510円	2,604円
接続工事等時刻指定手続費	平日夜間 1件ごと	14,335円	14,300円	16,739円	16,656円	13,815円	16,300円
	土日休日夜間 1件ごと	14,878円	14,840円	17,373円	17,286円	14,341円	16,911円
	平日深夜 1件ごと	22,468円	22,413円	27,846円	27,706円	21,840円	26,924円
	土日休日深夜 1件ごと	23,205円	23,150円	28,763円	28,619円	22,557円	27,804円

※ 新設に伴うテープ分散の可否調査 (接続申込みを同時に行う場合)

【参考】主な工事費・手続費等

1. 管路・とう道等の料金の改定

(1) 管路・とう道、土地・通信用建物の料金の改定

区分	単位 (年額)	平成27年度平均料金 (カッコ内は調整前)		平成26年度平均料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
管路	1条当たり1メートルごと	205円 (214円)	171円 (184円)	212円	163円
とう道	1メートルごと	40,943円 (42,230円)	36,270円 (38,458円)	42,155円	34,002円
土地	1平方メートルごと	1,042円 (1,085円)	705円 (710円)	1,017円	749円
建物	1平方メートルごと	32,694円 (33,205円)	20,375円 (21,075円)	34,319円	22,604円

(2) 電柱使用料の改定

区分	単位 (年額)	平成27年度料金(カッコ内は調整前)		平成26年度料金	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
電柱使用料	1使用箇所数ごと	698円 (791円)	657円 (779円)	745円	747円

2. 個別負担の接続料(網改造料)等の算定に用いる諸比率の改定

個別負担の接続料(網改造料)については、取得固定資産価額が個別に把握できない場合に、物品費及び設備区分ごとの諸比率を用いて取得固定資産価額相当額を算出(※1)した上で、設備管理運営費を算出(※2)している。

※1 取得固定資産価額相当額＝物品費＋取付費(物品費×取付費比率)＋諸掛費((物品費＋取付費)×諸掛費比率)
＋共通割掛費((物品費＋取付費＋諸掛費)×共通割掛費比率)

※2 設備管理運営費＝保守運営費(取得固定資産価額相当額×設備管理運営費比率)
＋減価償却費(取得固定資産価額相当額を基に算定)

(1) 取得固定資産価額相当額の算定に係る比率

区分		平成27年度数値		平成26年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費 比率 ※	交換機械設備	0.257	0.303	0.258	0.301
	電力設備	0.883	0.868	0.871	0.873
	伝送機械設備	0.166	0.250	0.156	0.235
	無線機械設備	0.056	0.082	0.064	0.168
諸掛費 比率 ※	土地及び通信用建物	0.079	0.077	0.073	0.082
	土地及び通信用建物以外	0.006	0.005	0.006	0.004
共通割掛費比率 ※		0.066	0.083	0.068	0.044

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。

(2) 年額料金の算定に係る比率

区分		平成 27 年度数値		平成 26 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
設備管理 運営費比率 ※	端末回線伝送機能	0.036	0.035	0.039	0.038
	端末系交換機能	0.051	0.047	0.051	0.045
	中継系交換機能	0.058	0.046	0.055	0.044
	中継伝送機能	0.036	0.037	0.036	0.035
	通信料対応設備合計	0.049	0.045	0.049	0.044
	データ系設備合計	0.104	0.079	0.101	0.083

※ 網改造料の算定対象設備に係る除却費が網改造料に含まれる場合。

(3) 電力設備に係る取付費比率及び設備管理運営費比率

区分		平成 27 年度数値		平成 26 年度数値	
		NTT東日本	NTT西日本	NTT東日本	NTT西日本
取付費比率 ※	受電設備	1.306	1.076	1.308	1.095
	発電設備	0.672	0.679	0.677	0.677
	電源設備及び蓄電池設備	0.910	0.865	0.904	0.871
	空気調整設備	1.614	1.952	1.610	1.980
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.044	0.039	0.047	0.038

※ 物品費等の実費に基づき算定されるため特損の影響はない。